

『働くみんなのコンプライアンス』 内容補正

本商品発刊以降の法改正に伴い、以下のとおり内容補正の情報をご案内いたします。

◆改正①：

2025 年 6 月 1 日、「刑法等の一部を改正する法律」による改正のうち、拘禁刑の創設に関する部分が施行されました。これにより、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに創設された「拘禁刑」に一本化されました。

用語の変更	
懲役 禁錮	→ 拘禁刑

◆改正②：

2026 年 1 月 1 日、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」として新たに施行されました。「下請」などの用語については、発注者と受注者が対等な関係ではない語感があるため用語が見直されました。

用語の変更	
<u>下請法</u>	→ <u>取適法</u>
<u>親事業者</u>	→ <u>委託事業者</u>
<u>下請事業者</u>	→ <u>中小受託事業者</u>
<u>下請代金</u>	→ <u>製造委託等代金</u>
本書における用語の変更	
<u>下請いじめ</u>	→ <u>取引先いじめ</u>
<u>下請取引</u>	→ <u>委託取引</u>

上記、下請法の改正に伴う、用語の変更に該当する箇所は次のとおりです。

◇UNIT3 コンプライアンスとビジネス

PART1 公正な競争、公正な取引

4 下請法～「知らなかった」では済まされない～

- 1 無知や無自覚による違反が起こりやすい下請法
- 2 下請法の概要
- 3 下請法違反を起こさないために

※「下請法」が改正され、「取適法」として施行されたことに伴い、「2 下請法の概要」の以下も変更となります。

「2 下請法の概要」

P.87、88

図表 3-4 取適法が適用される取引のパターン（同法2条1～9項）

<u>委託事業者</u>	<u>中小受託事業者</u> (個人を含む)	取引（委託）の内容
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下	物品製造 物品修理 <u>特定運送</u> プログラム作成 運送・物品の倉庫保管・ 情報処理
資本金 1,000 万円超 3 億円以下	資本金 1,000 万円以下	
<u>常時使用する従業員 300 人超</u>	<u>常時使用する従業員 300 人以下</u>	
資本金 5,000 万円超	資本金 5,000 万円以下	プログラム以外の 情報成果物作成 役務提供
資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下	資本金 1,000 万円以下	
<u>常時使用する従業員 100 人超</u>	<u>常時使用する従業員 100 人以下</u>	

図表 3-5 委託事業者の4つの義務（同法3条、4条、6条、7条）

	義務	概要
1	<u>発注内容等の明示</u>	<u>発注の際は、直ちに発注内容等を書面または電子メールにより明示</u>
2	支払期日確定	発注した物品などを受領した日から 60 日以内の支払期日の確定
3	<u>書類等の作成と保存</u>	<u>委託取引の内容を記載した書類等を作成し、2年間保存</u>

4	遅延利息支払	支払遅延時には年率 14.6%の遅延利息を支払う
---	--------	--------------------------

図表 3-6 委託事業者の 11 の禁止行為（同法 5 条 1 項、2 項）

	禁止行為	概要
1	受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに注文品の受領を拒否
2	支払遅延	あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わない
3	代金減額	中小受託事業者に責任がないのに発注後に代金を減額
4	返品	中小受託事業者に責任がないのに受け取った注文品を返品
5	買ったたき	類似品の市場価格に比べて著しく低い代金を定める
6	購入強制・利用強制	正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物品の購入や役務の利用を強制
7	報復措置	中小受託事業者が取適法違反を知らせたことを理由に不利益な取扱いをする
8	早期決済	中小受託事業者に有償支給する原材料などの代金を、代金支払日より早く相殺したり支払わせたりする
9	不当な経済上の利益の提供要請	中小受託事業者に金銭やサービスなどを不当に提供させる
10	不当なやり直し	中小受託事業者に責任がないのに、費用を負担せず注文内容取消や内容変更を行う
11	協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から、価格協議の求めがあった場合に、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりする

以 上

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp/>

TEL:0120-203-694